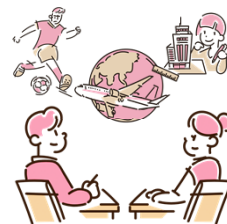


地域と学校でつくる

子どもたちの未来



宇都宮市の
魅力ある学校づくり地域協議会
(魅力協)

国が導入を進めている
「コミュニティ・スクール (CS)」
(学校運営協議会制度)



宇都宮市では、全ての市立
小中学校に魅力協があり、
子どもたちのために様々な活
動に取り組んでいます。

国は、全ての公立学校への
CSの導入を進めています。
(令和4年5月1日時点
での導入率42.9%)



CSモデル事業の実施



CSモデル事業の実施をとおして、
全国に誇れる「魅力協」を、
もっと良くしていきます。

「魅力ある学校づくり地域協議会（魅力協）」とは？

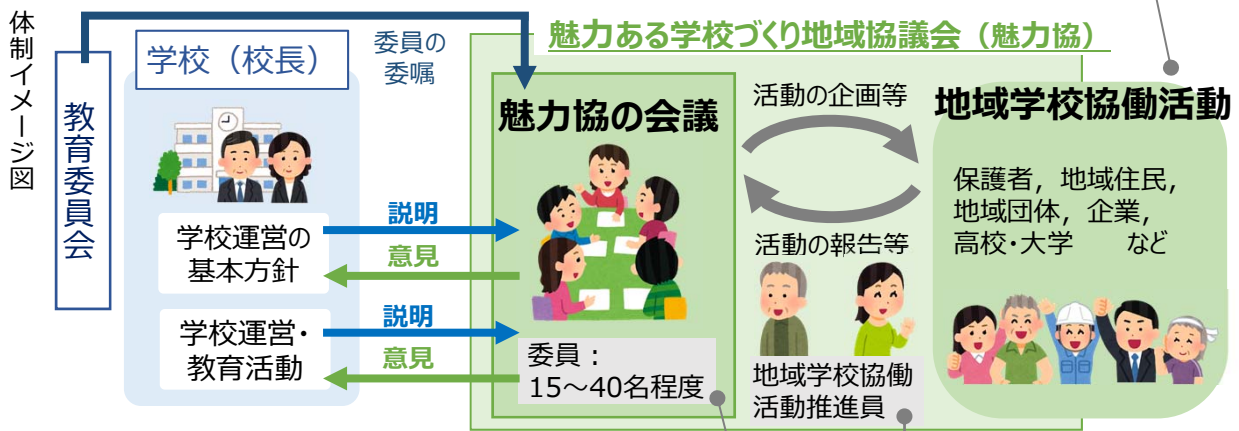
魅力協は、地域子どもたちを心豊かでたくましく育むために、学校や保護者、自治会等の地域団体、企業等が協力して行動する組織で、市内全ての市立小中学校に設立されています。各種活動にはボランティアの協力もあり、現在は約7,000人の方がボランティアの登録をしています。

魅力協では、会議や広報、活動が同じ組織で行われているので、会議での話し合いがすぐに広報や活動につながります。

地域学校協働活動：学校と地域が協力して行う取組。宇都宮市では魅力協の活動のことなど。

【例】

- ・登下校の見守り、学校の清掃
- ・書道やミシンなど授業サポート
- ・入学式や卒業式、運動会などの学校行事のサポート
- ・親子料理教室の開催
- ・中学生の自習サポート など



地域学校協働活動

推進員（推進員）：
「地域コーディネーター」とも呼ばれています。

地域学校協働活動のコーディネートや関係者との連絡調整、ボランティアの募集などを行っています。魅力協の会議や学校運営協議会には、委員として参加しています。

学校と地域の橋渡し役として、魅力協やCSにはなくてはならない存在です。

「魅力協の会議」のコト

●学校ごとに設置された地域の任意団体であり、学校の運営や教育の充実などについて話し合い、さらに、活動の企画・実施にも関わります。

●役割（市の規則に基づく）

- ・学校運営の基本方針案に意見を述べる
→魅力協の委員である地域や保護者などの意見を学校運営に反映し、より良い学校教育を実現するためのものです。
- ・学校運営の説明に関して、校長に意見を述べる
- ・基本方針の実現に資する教職員の配置に関して、校長に意見を述べる（特定の個人に関するものを除く。）



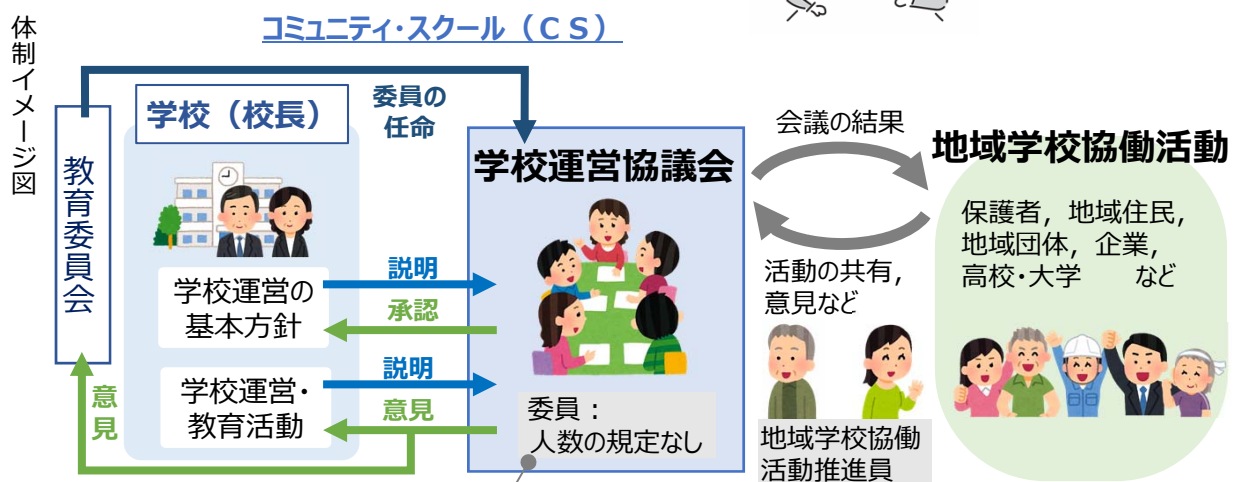
●保護者や地域住民、推進員などが、ボランティアとして委員になります。



「コミュニティ・スクール（CS）」とは？

コミュニティ・スクール（CS）とは、学校運営協議会を設置した学校のことをいい、子どもたちの豊かな成長を支えるために、学校と地域が一体となって「特色ある学校づくり」を進める仕組みとして、国が推進しています。

CSでは、保護者や地域住民などが学校運営協議会の委員となって、学校運営の基本的な方針や、地域学校協働活動の内容などを話し合い、その結果を保護者全体や地域団体等に共有します。それを受けて、各団体などが協力して活動を実施するので、より効果的な活動が期待できます。



「学校運営協議会」のコト

- 法律※に基づいて学校ごとに設置される合議制の組織で、当該学校の運営や、運営に必要な支援の方針について協議します。 ※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5

●役割（法律に基づく）

- ・学校運営の基本方針を承認する（必須）
- 学校運営協議会が、**学校運営の当事者**としての役割をもつことと、学校運営の最終責任者である**校長を支え、学校を応援**する役割を担っていることを明確化するものです。
- ・学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ・教職員の任用等に関して教育委員会に意見を述べるができる
- 学校と学校運営協議会が実現しようとする基本方針にかなった教職員の配置についての意見であり、意見の範囲は教育委員会規則で定めます。



- 保護者や地域住民、推進員などが、特別職の地方公務員（非常勤）として委員になります。組織や活動の継続性のために、法的根拠がある身分に任命するものです。

今後、CSモデル事業を実施します。



なぜ「CSモデル事業」をするの？

- ・宇都宮市におけるCSの効果や課題を調べるためです。
- ・CSモデル事業の実施をとおして、魅力協の会議がより充実して活発になれば、子どもたちのための学校や魅力協の活動もますます充実する、良いサイクルが生まれると考えています。



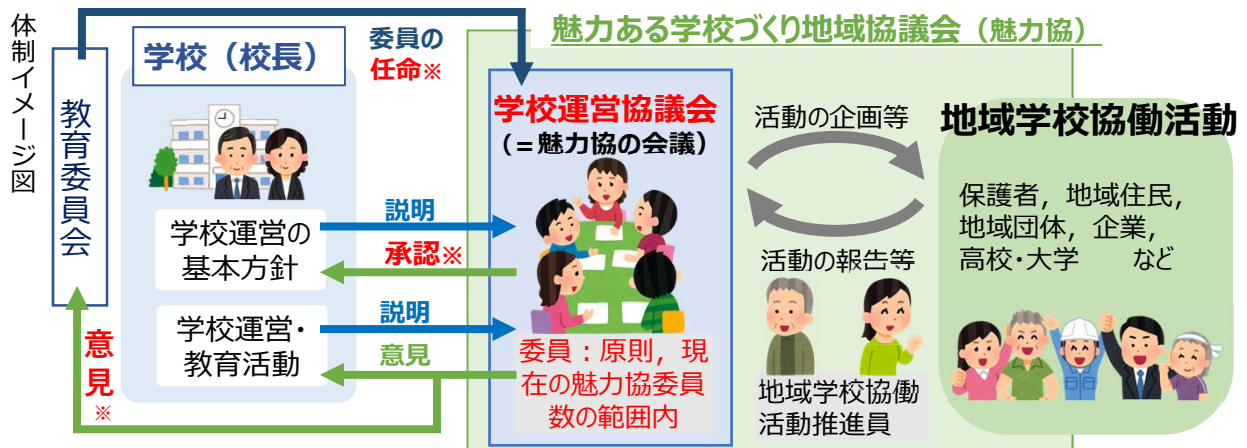
どのように「CSモデル事業」をするの？

- ・市内の市立小中学校1校以上で実施します。
- ・令和6年度までにどの学校区で実施するかを決め、令和7年度からモデル事業を開始します。



CSモデル事業をする学校区の魅力協では、何をするようになるの？

- ・魅力協の会議の中で、学校運営協議会の役割を担っていただきます。主な変更点としては、学校運営の基本方針を承認することになります。また、必要に応じて、教育委員会へ魅力協としての意見を伝えることができます。
- ・魅力協の組織や活動は、継続することができます。
- ・CSモデル事業のときには、教育委員会が魅力協の委員を学校運営協議会の委員として任命し、報酬をお支払いします。なお、新たな委員を加えることもできます。
- ・CSモデル事業の検証のため、アンケートなどのご協力をお願いすることがあります。



※イメージ図の中の「※」部分は、今の魅力協から変わるところです。

子どもたちの豊かな学びや成長を支えるために、今後ともご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

ご質問・お問い合わせ：宇都宮市教育委員会事務局
生涯学習課028-632-2679 u4606@city.utsunomiya.tochigi.jp
学校教育課028-632-2728 u4602@city.utsunomiya.tochigi.jp



魅力協
愉快だ
宇都宮